

## がん検診対象者数の算出方法の変更について

### 1 問題点

がん検診結果統一集計において、人口減少が著しい市町村においては、年齢別のがん検診対象者数がマイナスとなる事例が散見されている。

### 2 現在のがん検診対象者数の算定方法（平成24年度から）

- (1) 市町村がん検診台帳等の整備、管理に基づき算出するもの
- (2) 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（平成20年3月）に基づき算出するもの

#### 市町村事業におけるがん検診対象者数＝①－②＋③

[男女別 5歳刻みの各年齢群での対象者数の合計人数]

- ① 40歳以上の市町村人口 [⑦総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」又は①総務省統計局「国勢調査報告」第1次資料（5歳刻み）]（国勢調査は5年毎）
- ② 40歳以上の就業者数 [総務省統計局「国勢調査報告」第2次基本資料（5歳刻み）5年毎更新]
- ③ 農林水産業従事者 [総務省統計局「国勢調査」第2次基本資料 5年毎更新]
  - a) 第1次産業就業者 市町村別（15～64歳、65歳以上の2区分）
  - b) 第1次産業就業者 都道府県別 年齢別（5歳刻み）の割合に合わせて、市町村別の5歳刻みの人数を推計

原則として、(1) が不可能な場合に、対象者数の推計として(2)の対象者数を用いることとする。

### 3 原因

- (1) がん検診台帳等の整備、管理に基づき算出する市町村は少ないこと
- (2) 人口流出が多いため①⑦の人口が減っていること
- (3) ②の就業者数は5年前の国勢調査の結果を使用しているため現状より多い場合があること
- (4) その結果 ①⑦＋③<② となりマイナスとなる場合があること

### 4 今後の対応方針（案）

全ての市町村を同一の基準で比較できるよう、また、市町村の事務負担を考慮し、今後は、がん検診台帳の有無に関わらず、住民基本台帳に基づく人口によりがん検診対象者を算出することとしたい。

については、上記2の現在のがん検診対象者数の算出方法を以下のように改めることとしたい。

検診対象者数は、厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告と同様に、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数に基づき算定する。

併せて、市町村は厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告で報告している国民健康保険の被保険者に係る検診対象者数及び検診受診者数について報告する。（参考資料1）